

財務省告示第百五十七号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十七年三月二十二日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十七年四月八日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項の適	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格	利率	経過利率
利付国庫債券（十年）（第二百六十八回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。この規定の適用を受けるものとし、その振替用を 受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四條第三項第五号に規定する簡易生命保険資金による引受け	千七百五十五億二千九百七十六万円	千七百五十五億二千九百七十六万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。	平成十七年三月二十二日	額面金額百円につき九十九円九角六銭	年一・五パーセント	日本郵政公社総裁は、払込金額

の 払 込 み

に 加 え 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し
た 金 額 を 第 十 八 号 に 規 定 す る 期
日 に 払 い 込 む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.5 \times 2}{100 \times 365}$$

十 三 初 期 利 子

平 成 十 七 年 九 月 二 十 日 を 支 払 期
と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た
金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払 期
が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は 、
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う (以 下 、
次 号 及 び 第 十 五 号 に お い て 規 定
す る 期 日 に つ い て 同 じ) 。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5 \times 1}{100 \times 2}$$

十 四 第 二 期 以 後 の 利 子

毎 年 三 月 二 十 日 及 び 九 月 二 十 日
を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お い
て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る

十 五 償 還 金 限

平 成 二 十 七 年 三 月 二 十 日

十 六 償 還 金 支 額

日 本 銀 行 額 百 円 に つ き 百 円

十 七 払 込 期 日

平 成 十 七 年 三 月 二 十 二 日

十 八 払 込 期 日